

# 将来が心配???



頼る親族がない…

認知症や病気になったらどうしよう…

老後一人でお金や財産の管理できるかな…



そんな時  
こんな制度が  
あります!!

## 成年後見人制度 ご存知ですか？

精神上的の障害（認知症・知的障害・精神障害など）によって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

### ●成年後見人制度には、どんな種類があるの？

任意後見制度	判断能力が不十分になる前に	将来、判断能力が不十分になった場合に備えて『誰に』『どのような支援をしてもらうか』をあらかじめ契約により決めておく制度。
法定後見制度	判断能力が不十分になってから	家庭裁判所によって、援助者として成年後見人が選ばれる制度。利用する為には、家庭裁判所に審判の申し立てが必要。

### ●成年後見人制度を利用したい時、どうすれば良いの？

1. 本人の住所を管轄する家庭裁判所に申し立てをします。
2. 申し立ては、本人・配偶者・四親等内の親族・市区町村長などです。
3. 申し立てには、申立書や診断書・戸籍などの必要書類、申し立て手数料や登記手数料などの費用がかかります。



**一人で悩まずに、まずは各市区町村の窓口にご相談しましょう！**